

令和2年度 第1回奈良市住居表示審議会会議録

開催日時	令和2年10月1日（木）午前10時00分～午後12時00分	
開催場所	奈良市企業局 4階大会議室	
議 事	1 開会 2 部長挨拶 3 住居表示審議会委員の紹介 4 出欠状況の報告 5 議題 （1）会長及び副会長の選出 （2）事務局報告 （3）諮問案件について 諮問第1号について 6 閉会	
出席者	委員	伊藤委員、碓井委員、大矢委員、小畑委員、米浪委員、小山委員、近藤委員、滝村委員、中川委員、橋本委員、星崎委員 【計11名出席】 (鹿谷委員は欠席)
	事務局	深村市民部長、中川市民課長、伊藤市民課長補佐、大道係長、松本主任
開催形態	公開（傍聴人1人）	
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局からの推薦により会長を碓井委員、副会長を大矢委員と決定した。 ・諮問第1号については、審議の結果、諮問どおり答申することとなった。 	
担当課	市民部 市民課	
議事の内容		
3 住居表示審議会委員の紹介		
4 出欠状況の報告		
審議会委員総数12名の内、出席委員が11名であったため、奈良市住居表示審議会規則第5条第2項により会議が成立したことを報告した。		
5（1）会長及び副会長の選出について		
奈良市住居表示審議会規則第4条第1項の規定により委員を互選。立候補者無しのため、事務局より会長を碓井委員、副会長を大矢委員で推薦した。異議なしにより決定となった。		
5（2）事務局報告		
住居表示審議会の開催通知に変更があることを報告した。 【変更内容】諮問第1号は平成10年6月25日に議会から承認を得ているため、		

審議する必要がない。したがって、諮問第2号を諮問第1号として審議することとした。

5 (3) 諮問案件について

諮問第1号「住居表示に関する法律第5条の規定による町の区域の合理化について」～東登美ヶ丘六丁目隣接押熊町～（押熊町の一部）

【事務局による諮問第1号の内容についての説明】

・この諮問は東登美ヶ丘六丁目に隣接する押熊町の一部を東登美ヶ丘六丁目に編入することにあたり、町名・町界を変更する案件である。

平成10年6月25日、議会の承認を得たが、実際には押熊町自治会の同意を得ることが出来なかった。

令和2年3月、住民より再度、編入の要望があり、東登美ヶ丘六丁目自治会、押熊町自治会、水利組合の合意を得られたため、進めることとした。

・当該区域住宅地への進入路は、東登美ヶ丘六丁目側からしかなく、地域生活圏としては東登美ヶ丘六丁目となっている。また、この地域は隣接する押熊町とは高低差があり、押熊町側からは進入できないようになっているため、緊急車両の遅延等が起こらないようにするための変更である。

【各委員の意見・質疑等】

（委員）始めに編入の要望（申請）があったのはいつか

（事務局）昭和63年3月に押熊町の一部を東登美ヶ丘四丁目から六丁目へ町名の変更を行った。同年11月、押熊町の一部を東登美ヶ丘六丁目に編入したいとの要望があった。

その後、平成10年5月に住居表示審議会では諮問、住居表示を実施する区域と方法については同年6月25日に議決された。

しかし、当該地域の一部以外の場所はほとんど田んぼや畑で、住宅開発も進んでいなかったことから停滞してしまった。

また、「仏池」の水利権は押熊町水利組合が持っていたこともあり、編入を認めることで水害等が起こることを懸念していた。事務局としても、住宅開発が進むまで待つてほしいとのことだった。

当該地域は住宅開発も進み、今回、改めて編入の要望があったことにより、住民の方と意見が合致したため進めることとなった。

（委員）昭和63年に東登美ヶ丘四丁目から六丁目の住居表示があり、その年に申請があったと思うが、その時にすれば良かったのではないか。

(事務局) その通り。押熊町はかなり広範囲となる。押熊町とすれば、自治会の区域が多いため、できればもう少し狭い範囲で行いたい。

合理性の観点から言えば「東登美ヶ丘六丁目」までだが、「東登美ヶ丘七丁目」、「東登美ヶ丘八丁目」までという構想は平成10年当時からある。

奈良市の全体的な考え方而言えば、「第4次総合計画」の中で住居表示を進めていく構想があるが、今年度から住居表示業務を市民課が行うこととなった。

本来は行政指導として「東登美ヶ丘七丁目」、「東登美ヶ丘八丁目」と考えていくべきだと考える。

最終的には、広大な区域の自治会の住民へ説明し、合意を得た上で進めていく方針。

今回、当該区域の住居表示を行うことでその周りの区域も「東登美ヶ丘」に編入する要望が出るのが想定される。徐々に進めることで組織的な面でも良いのではないか。

(委員) 「東登美ヶ丘七丁目」、「東登美ヶ丘八丁目」という町名を想定しているが奈良市最大級の規模にもなるため、大体五丁目くらいまでにした方がいいのではないか。

今後、このようなケースが広がっていつの間にか押熊町が無くなっていくのではないかと危惧している。

(事務局) 今回の構想と同じく、西登美ヶ丘も八丁目までとなっている。過去の経緯は詳しくわからないが、「東登美ヶ丘七丁目」、「東登美ヶ丘八丁目」として徐々に住宅開発が進むであろうという構想は当時からある。

(会長) 本来、住居表示業務を行うのはまちづくりの担当課ではないか。市民課で住居表示を担当している経緯を教えて欲しい。現状では住居表示審議会にも限界がありそう。

(事務局) 組織的な問題がある。本来、業務は所管に複数のことがあって当然だが、係を整理し、地域づくり推進課が住居表示も担当すると業務の量が膨大になってしまうため、業務の振り分けの問題もあり、市民課が担当することとなった。

(会長) 住居表示では住民の意向が尊重されるため市民課が担当することになったのではないか。本来、住居表示は街づくりと関係性があるため、今後は深い連携を持って取り組んでほしい。

(委員) 今後、住居表示を進めていくにあたり、該当区域を「東登美ヶ丘」と改名することが前提となっているが「押熊」という町名を軽視しているという観点からも「押熊」という名称を前提にして進めるべきではないだろうか。

(会長) 町の歴史があり、新しい「東登美ヶ丘」、新興住宅には大体「丘」がつく。例えば「宮」がつけば後世の住民が何らかの「宮」があったと考える。こう言った観点からも地名と言うのは重要になってくる。

今回はやむを得ないが、今後は住居表示審議会からも開発に関して地名の問題があることを伝えて欲しい。伝えることにより奈良市は地名を大切にすまちなだと思われる。例えば街区の名称を決定するとき古い地名を入れる等、地名を何らかの形で後世に伝える配慮をこの委員会としてもしていきたいと思う。

また、そう言った意見があったことを地域づくりの方にも情報共有いただければ、この審議会の存在価値もあるのではないかと思います。

(委員) 「押熊」がどう言った場所かを認識してほしい。応神天皇の頃、^{おしくま}忍熊皇子とその兄の^{かごさか}麿坂皇子が居た。その遺跡と伝えるものが押熊八幡宮の傍らにある。そして、地図の右下の方に「かご池」という池もある。「かご池」は麿坂皇子の名前の伝承にも繋がるようなところで案件となっているところはその北西部にあたる。奈良時代から鎌倉時代くらいの荘園絵図に「京北斑田図」がある。奈良盆地に条里制が施行されていたが、平城京には条坊制があり、京北西の地にも「条里区画」があった。現在の案件になっている場所は、^{おしくまり}「忍熊里」、元々ここは「オシクマ」と称していた。現在の押熊の集落はこの区画「忍熊里」の北部にあたる。

奈良時代、ここは聖武天皇のお子様の称徳天皇が開いた西大寺の寺領として開かれたところで、「二の池」にあたる。この「二の池」は天皇の希望によって開かれた池で、そこから「忍熊里」あたりの水は引かれる。その付近の土地に「忍熊田」、「忍熊谷田」という地名があって、そこを「忍熊里」と呼んでいた。今日の押熊集落が集村化したのは南北朝時代前後で、それ以前は荘園の中に家が散在していた。「忍熊里」のルーツになる部分があるということ、元々の忍熊がこのあたりにあることを認識してほしい。

(会長) 由緒のある場所、重要な地名がなくなった時には、記念碑などを建てる等の形で予算を取ってほしい。

また、住居表示審議会というのは本来住民の声を受けてということだが、このような由緒ある地名を後世に残していけるよう今後検討してほしいとの意見をいただいた。ほかに意見はないか。(各委員から意見なし)

(事務局) 特に当該地域における歴史や伝統、文化の由緒ある地名は残すという方向も考えて、地域住民の要望と総合的に判断し、一番合理的であり、かつ伝統も重視した住居表示を進めていく。

(会長) 今回の案件は住民から東登美ヶ丘六丁目へ編入してほしいとの要望によるものであり、町名変更が必要であるため、審議会として原案通り答申することとする。(各委員から異議なし)

- ・ 審議の結果、諮問第1号については、諮問どおり答申することとなった。